

令和6年度東京都予算に対する要望事項

公益社団法人 東京都医師会

はじめに

新型コロナウイルス感染症は5月8日以降5類になったものの、未だ収束の兆しは見えません。この夏を乗り越え、秋からのXBB.1.5対応のワクチン接種を多くの方が接種すれば、先が見えてくるような気がします。

一方で、団塊の世代の方がすべて後期高齢者となる少子超高齢社会の入り口といわれる2025年は、いよいよあと1年半に迫ってきました。人口減が顕著でなく、高齢化が進むといわれる東京の少子超高齢社会にいかに立ち向かっていくか、課題解決に向け、待ったなしの状況です。東京の医療がしっかりと準備体制が整えられるよう、一つ一つの要望に、しっかりと目を通していただきたいと思います。

昨年も述べましたが、東京の病院は9割が民間病院で、7割が200床未満の中小病院です。公的病院の充実を着々と進められ、十分な予算投入が行われていますが、続くコロナ禍においても、地域包括ケアシステムが円滑に動いていくためにも、民間病院の経営基盤の安定は不可欠です。全国一律の診療報酬の中で、人件費や土地代、賃借料などが全国一高い東京では、多くの民間病院が経営難で喘いでいます。地域医療に欠かせない民間病院が経営破綻に陥らないよう東京独自の支援システムを、今こそ真剣に東京都に作る必要があります。

地球温暖化と自然破壊が止まらない中、次のパンデミックや予想を超えた自然災害が襲ってくる可能性は飛躍的に高まっています。早急に取り入れるべき対策も出てきました。その一つが、我々が以前より主張している臨時医療施設の設置です。小規模からのスタートでも良いので、ぜひ設置を考えていただきたいと思います。

東京の医療DXの進歩なしには、かかりつけ医機能の充実をはじめ、今後の地域医療は進んでいきません。そのためには、東京総合医療ネットワークのさらなる充実が極めて重要です。着実に連携機関は広がっていますが、さらなる迅速な機能拡張も必要です。喫緊の具体的に必要な要望を記載しています。

コロナ禍で、重症化しやすいといわれた多くの高齢者が、家に閉じ籠り、人との交流が少なくなった結果、フレイルと認知症の方が数多く出現しています。こうした中で、健康寿命の延伸を進めていくうえでも、地域でのフレイルサポート医の養成も喫緊の課題ですので、実現に向けた対応をお願いします。

消費税の増税等、新たな財源確保を目指さない限り、現在の限られた医療資源の中では、我々がこれから取り組むべき課題に答えられるかどうか、甚だ疑問であると考えています。

こうした苦しい状況の中、東京都民を守る医療をどのように提供していくのか、医師会として熟考し要望書を作成しましたが、東京都においても財源確保に努力していただくとともに、必要があれば一緒に国に要望していただきたいと思えます。

今回の重点医療政策は、ここ一、二年で実現させなくてはならない政策課題を中心にまとめました。都民を守る東京の医療の実現のため、東京都にはぜひ具体的な対応をお願いします。都議会の皆さんにはそのサポートをよろしくお願いします。

東京都医師会が考える重点医療政策

1. 新たな感染症対策と医療提供体制の充実

2025年に向けての医療において、人口高齢化の進行、長寿化、少子化、そして新たな感染症への対策などが重要なテーマとなります。新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日に5類感染症となりましたが、今後もその流行状況を注視する必要があります。今後の新型コロナウイルス感染症対策、新興・再興感染症に備えて医療提供体制の整備・拡充を要望します。具体的には、平時には医療従事者に対する教育を行い、感染症パンデミックや大規模災害等の有事の際は感染症患者や受傷者の入院治療が可能となる病棟機能を有する臨時医療施設の設置を要望します。

2. 禁煙推進のための施策の充実

高齢化が進む日本では、健康寿命の延伸が大きな社会課題となっています。

そのために絶対に欠かせないのが、タバコによる健康被害の防止です。喫煙に対して手を打たない限り、健康寿命を延ばすことはできません。5月31日の「世界禁煙デー」では、毎年全国各地で禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発活動が積極的に行われます。東京都においても、東京中をイエローグリーンに染め上げる一大イベントとなるよう、「世界禁煙デー」への支援と協力を要望します。

3. 社会構造の変化を見据えた在宅療養者・施設入所者への医療ケア提供体制の充実

新型コロナウイルス感染症対策で在宅療養者・施設入所者への医療支援体制が一步前進しました。この経験を今後の地域医療に生かすことが重要です。

令和5年度からの「在宅医療推進強化事業」が全ての地域で実践され、本事業の期間終了後は速やかに区市町村事業に移行できるよう支援を要望します。

また、認知症サポート医を地域の認知症支援資源として活用するため東京都独自の「認知症サポート医認定制度」を創設します。本制度への支援を要望します。

4. フレイル対策等健康寿命の延伸に関する取り組みの充実

コロナ禍の自粛生活でフレイル対策の重要性が明確になりました。現在、医師のフレイル診断力・保健指導力の向上のため「フレイルサポート医研修」を実施していますが、本研修が区市町村単位で実施できるよう支援を要望します。

また、東京都が区市町村フレイル対策モデル事業のモデル地区を指名し、区市町村単位で行政（保健担当と介護担当の協働）、医療介護福祉の専門職、インフォーマルサービス提供者、一般市民等で構成する合議体を創設して、地産地消のフレイル対策を検討することが重要であり、本モデル事業への支援を要望します。

5. 生涯を支える保健・医療の充実

少子化の時代では子どもを健康に育てあげることがより強く求められます。プレコンセプションケア、学校における健康教育など出生前から生涯を通したヘルスリテラシー向上を指導する人材育成や都民に向けた啓発・研修の充実を要望します。

また超高齢社会では、救命・治療の医療から支え・癒す医療に変化しています。一方、少子化による医療福祉人材不足は深刻な状態です。そこで、現在の医療ニーズや人材需給状況を踏まえ、准看護師・介護福祉士制度を活用した新たな専門資格「(仮称)療養看護介護福祉士」を創設し東京都から発信していきたいと考えています。新しい看護介護資格の創設のための支援を要望します。

今後、東京都では高齢者数・高齢化率ともに急増するため、高齢者ケアに不可欠な介護人材の需給は喫緊の課題であり、慢性的な介護人材の不足へのさらなる対応強化を要望します。

6. パンデミックや地球温暖化に伴いさらにひっ迫すると思われる救急災害医療のさらなる充実

感染症パンデミックには災害医療対応が必要です。また地球温暖化等の気候変動により、自然災害が大規模化・激甚化しています。台風や線状降水帯による水害は毎年全国各地で発生しています。これらの災害に対して、サージキャパシティを確保した、地域の面としてのBCPを考慮した災害医療体制の強化を要望します。

7. 在留及び訪日外国人に対する医療提供体制整備の推進

在留訪日外国人数は、新型コロナウイルス感染症、世界情勢などにより変動しますが、今後は増加する傾向にあると予想されます。多くの医療機関で日本人と同様に医療を受けられるように通訳サービスや「やさしい日本語」の普及啓発とともに外国人医療拠点病院との連携強化体制の推進を要望します。

また、外国人は災害弱者となりえます。ダイバーシティ東京としての機能を発揮する新たな災害医療提供体制の推進と充実を要望します。

8. 医療DXの推進・東京総合医療ネットワークのさらなる充実と医師の働き方改革を踏まえた救急現場の負担軽減

電子カルテの標準化はすでに必須の課題であり、東京総合医療ネットワークはその目標に最も近い存在です。今後は、①国の求めるFHIR規格への対応をネットワーク全体で実現する、②診療所などの電子カルテからの検査情報アップロード機能追加に対する補助事業、③PHR(Personal Health Record)へのサービス提供の3点について、より一層の推進と充実を要望します。なお③については母子保健、乳幼児保健、学校保健、産業保健など今まで年代毎に分割されていた健診等

の記録を連結し生涯の一記録としてデータを記録することが求められます。

また、令和6年4月からは医師の働き方改革が本格的に始まり、救急医療の現場に大きな負荷がかかることが想定されます。現場の負担軽減のために、救急時における二次医療機関から三次医療機関への転院時などに活用する電子カルテの事前閲覧機能の開発、特に画像閲覧機能は各医療機関から強い要望を受けています。

9. 民間病院を支援する部門の創設

東京の入院医療提供体制は約640病院の機能分担と連携により行われています。中核的機能を有する都立病院機構の病院のみを支援しても円滑な東京の体制を構築することは不可能であり、民間病院を含めたすべての病院を支援する部門が必要です。都立病院の支援のみならず、民間病院支援部門の創設を要望します。

10. 病院現場への物価高騰に関する支援

ウクライナ情勢や円安、蔓延し続ける新型コロナウイルス感染症等、世界情勢の大変動は、医療機関の経営に大きな影響を及ぼしています。物価高騰に対する支援金の原資となる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（重点交付金）は、東京都よりも他の道府県への配分が多く、結果として東京都は最も新型コロナウイルス感染症患者が多いにも関わらず、交付金が少ない（国全体の約5%）状況です。国事業の着実な執行と同時に東京都独自の補助事業を強く要望します。

東都歯発第355号
令和5年11月28日

東京都知事
小池百合子様

公益社団法人 東京都歯科医師会
会長 井上恵司

令和6年度東京都予算に係る要望

[要望の趣旨]

貴職におかれましては、日頃より東京都政にご尽力され、福祉保健の充実のために国に先駆けた東京発の行政改革をおこなっておられますことに心から敬意を表します。

今日の地域医療を取り巻く環境は、目まぐるしく変化し、平成30年度には新たに医療計画・介護保険事業計画・医療費適正化計画がスタートし、地域医療構想や地域包括ケアシステムの構築、また医療の機能分化、施設から在宅への流れが一段と推進され、医療・介護施策において極めて大きな影響を与えていると考えます。

そのような状況の中、平成30年3月に策定された「東京都歯科保健推進計画 いい歯東京」に示された方向性と目指すべき指標について、本会は東京都と共に取り組みを進めております。

都民の健康を守るために保健医療局・福祉局ならびに東京都立病院機構との連携の下、ライフステージに沿った地域歯科保健活動を通じて、今後も児童虐待防止対策や食育支援に取り組むとともに周術期口腔ケアや在宅歯科医療に積極的に参画し、また、高齢者への口腔機能維持・向上や認知症対策、オーラルフレイル予防、介護予防といった健康長寿社会に直結する歯科保健サービスを多職種と連携しながら行っていきます。

都民が安心して質の高い医療を受け、生涯に亘って健康に暮らせるよう、医療提供体制や在宅歯科医療の整備、医療人材の育成、歯科衛生士の離職防止、生活習慣病の予防や健康づくりの支援等を推進していくために、引き続き令和6年度予算編成に当たっては、特段のご配慮を賜りますことをお願い申し上げます。

所管別要望事項

保健医療局関係

一 歯科保健対策関係

- 1 8020運動推進特別事業の継続実施…………… P1
- 2 保健医療普及啓発事業の継続および充実…………… P2
- 3 歯科口腔保健推進事業の継続および充実…………… P5
- 4 医療安全および患者への情報提供の充実…………… P6

二 障害者等歯科保健対策関係

- 1 都立心身障害者口腔保健センター事業の充実…………… P7
- 2 歯科医療従事者向けHIV/エイズ講習会の継続…………… P11
- 3 協力歯科医療機関紹介事業の継続および充実…………… P11

三 基盤整備等歯科保健医療対策関係

- 1 大規模事故・災害発生時に活用するための
歯科用医薬品等の備蓄および整備の推進…………… P12
- 2 へき地、その他地域における歯科保健普及啓発事業の
成果の活用および実施拡大…………… P13
- 3 医学技術振興補助金事業等の継続および充実…………… P13
- 4 保険医等講習事務委託事業の継続および充実…………… P14
- 5 地域医療介護総合確保基金を活用した事業および
設備整備等の充実…………… P15

福祉局関係

一 歯科保健対策関係

- 2 保健医療普及啓発事業の継続および充実
（(8) 児童虐待の早期発見・早期対応のための
児童相談所における児童の口腔内実態把握）…………… P18

三 基盤整備等歯科保健医療対策関係

- 5 地域医療介護総合確保基金を活用した事業および
設備整備等の充実
（(4) 認知症対応力向上の推進について）…………… P19

地方独立行政法人 東京都立病院機構関係

一 都立病院の診療機能整備・拡充関係

- 1 都立病院における歯科診療機能の整備・拡充…………… P20

保 健 医 療 局 関 係

一 歯科保健対策関係

1 8020運動推進特別事業の継続実施

平成12年度、国は8020運動推進特別事業を創設したが、平成23年、国は歯科口腔保健の推進に関する法律を制定したにもかかわらず、本事業に対する予算を1/2にカットするなど、国の歯科保健対策が混迷を極めている。しかし、本事業の継続性は本会並びに都民に対しても非常に重要な事業であることから、予算削減分の補填等を含め、引き続き令和6年度も8020運動推進特別事業を継続されたい。

(具体的施策)

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 多職種向け食育支援講習会の実施 | (継続要望) |
| (2) 在宅歯科医療研修会の実施 | (継続要望) |

(理 由)

(1) 多職種向け食育支援講習会の継続実施について

本会では、子育て支援や生涯を通じた健康づくりの支援策を推進するために、食生活を支える「歯・口腔の健康づくり」について、平成20年度の食育支援事業で作成した「食育サポートブック」および26年度に新たな事例集として発行した「歯と口の健康からはじめる食育チャレンジブック」を活用して講習会（歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士及びその他関連職種向け）を実施している。今後も引き続き、幅広い人材育成を継続して行えるよう要望する。

(2) 在宅歯科医療研修会の継続実施について

超高齢社会に向け、在宅歯科医療の必要性が多方面から叫ばれている中、未だ、歯科医師の在宅診療への介入率は低い。東京都歯科保健推進計画が策定され、今後益々、在宅歯科医療は重要になると思われ、特に多職種と連携しながらの地域包括ケアシステムの構築において、既に地域では導入が進んでいる ICT についても、まずは基本的な知識を学ぶために、連携に役立てることを目的とした研修も必要である。システム構築を目指すためにも在宅歯科医療を推進する必要性は増してくると思われる。新興感染症の進行時にも対応できる在宅歯科医療についても今後、研修会等で推進していかなければと考える。現在、事例報告を交えた研修会を継続的に実施しているが、地域で核となる人材の養成はますます重要であり、引き続きそのための財政支援を要望する。

2 保健医療普及啓発事業の継続および充実

会員は、かかりつけ歯科医として地域住民の健康増進に寄与するため、様々な事業（歯科保健研修会、相談、健診、在宅医療等）に参加することにより、都民に対し、住民ニーズの変化に応じた適切な歯科サービス（禁煙支援・糖尿病予防・産業歯科・オーラルフレイル対策等）を提供している。特に本会では、毎年、東京都歯科保健普及啓発事業を活用し、都民を対象とした「歯と口の健康週間ー上野動物園行事ー」を実施しており、これは、全国でも最大規模の歯科保健イベントとなっている。今後も地域住民の各ライフサイクルに沿った口腔領域のプライマリ・ケアを継続的に提供するために、次年度も同事業を活用した歯科保健イベントや都民および会員向けの研修会、啓発リーフレット等の作成に伴う予算措置をされたい。

また、コロナ禍での上野動物園行事の代替事業として実施した普及啓発動画の作成は、多くの視聴者を得ていることから、今後の事業継続を併せて要望する。

さらに、昨今の児童虐待に関する社会的関心の高さを鑑み、児童相談所における児童の口腔内実態調査への予算措置についても検討されたい。

（具体的施策）

- | | |
|--|--------|
| (1) 都民に対する禁煙支援と受動喫煙防止の拡大 | （継続要望） |
| (2) 都民に対する糖尿病対策の充実 | （継続要望） |
| (3) 勤労者に対する産業歯科医による
特殊歯科健診の増加に対応する体制構築 | （継続要望） |
| (4) 都民向け歯科保健普及啓発事業『歯と口の健康週間』事業
の継続実施 | （継続要望） |
| (5) 都内のリハビリテーション栄養における医科歯科連携推進事業および
歯科医療関係者・都民へのオーラルフレイル予防等
研修会・講習会の実施 | （継続要望） |
| (6) 青年期の都民に対する歯科保健の啓発 | （継続要望） |
| (7) アレルギー疾患対策 | （継続要望） |

（理由）

（1）都民に対する禁煙支援と受動喫煙防止の拡大について

本会では平成14年度より喫煙が歯周病のリスクになるとの認識を都民に普及させるために都民向けリーフレットを作成し、また禁煙支援プログラムに関する研修会の実施およびプログラムを活用して禁煙支援に取り組む歯科診療所の拡大を図ってきた。その結果、都内のモデル医療機関数は527 歯科医療機関、歯科衛生士も含めた研修会参加者数は約970名に上る。本会では、これらの実績・経験を踏まえ『歯科からアプローチできる禁煙

支援』の更なる定着化を図る目的で平成 26 年度に最新の禁煙支援ツールを作成し、より効果的に啓発活動を推進してきた。国際都市「東京」に恥じないように今後も、都民並びに会員を対象とした禁煙支援フォーラムの継続実施を強く要望するとともに、都民の受動喫煙防止に関する行政による施策のさらなる推進を要望する。

(2) 都民に対する糖尿病対策の充実について

歯周病は、糖尿病の合併症ともいわれ、糖尿病が歯周病の発症や重症化と密接に関連し、また歯周病の治療が、血糖値のコントロールに資するという知見も得られるなど、相互の関係が明らかになっており、令和元年に日本糖尿病学会が発行した『糖尿病診療ガイドライン 2019』では、Ⅱ型糖尿病に対してグレード A で歯周病治療が推奨された。都民の大きな健康課題である糖尿病の予防や治療には、歯科医療からのアプローチも重要である。平成 31 年 3 月には医療連携のさらなる推進を目的の一つに、東京都糖尿病医療連携ツールの改定が行われた。地域医療連携のさらなる推進に向け、財政的支援および医療連携への歯科の参画を進めるよう要望する。

(3) 勤労者に対する産業歯科医による特殊歯科健診の増加に対応する体制構築について

産業歯科医が社会的役割を果たすための環境は、現在整備されているとはいえない状況にある。令和 2 年 12 月 25 日厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通知『有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底について』では、労働安全衛生法で歯等に有害な酸の取扱い業務に常時従事する労働者に対し、歯科健診（以下、特殊歯科健診）の実施等を義務づけているが、令和元年度に一部地域の事業場を対象として歯科健診の実施状況について自主点検を行ったところ、酸等の取り扱い業務のある事業場のうち歯科健診を実施したと回答した事業場は 31.5%にとどまっていた。特に常時 50 人未満の労働者を使用する事業場（小規模事業場）では 22.5%と低い傾向が見られたと報告されている。それに伴い労働安全衛生規則の一部を改正する省令が、令和 4 年 10 月 1 日から施行されることとなり、今後特殊歯科健診の実施が著しく増加することが見込まれる。

東京都歯科医師会としては、事業所からの特殊歯科健診依頼に対して都内各地区歯科医師会でスムーズに受け入れできるよう体制を構築することを計画していることから、マニュアルの作成・配布及び体制構築委員会等に対する財政的支援を要望する。

(4) 都民向け歯科保健普及啓発事業『歯と口の健康週間』事業の継続実施について

本会と東京都共催の 54 年間続いている『歯と口の健康週間-上野動物園行事-』はコロナ禍で 3 年間中止となっていたが、令和 5 年 6 月 4 日に規模を縮小し、内容も大幅に変更したものの、無事に開催し盛況であった。1 日に 2 万人弱の来園者がある会場で行う歯科保健の普及啓発を目的とした行事は国内でも最大級であり、目的としているかかりつけ歯科医を持つことや定期歯科健診の重要性など歯科保健普及啓発に大きくつながった。

今後は規模の拡大、内容の変更も考慮に入れ、来年もさらに多くの都民へ「歯と口の健康づくり」の周知に邁進していくために支援を要望する。

(5) 都内のリハビリテーション栄養における医科歯科連携推進事業および 歯科医療関係者・都民へのフレイル予防等研修会・講習会の実施について

超高齢社会の日本では、口腔機能や摂食嚥下機能に低下・障害を認める方が増加している。口腔機能低下や摂食嚥下障害は、全身のサルコペニア、低栄養との関連から、予防や治療には、口やのどへのアプローチだけでなく、全身へのアプローチの併用が必要である。

東京都歯科医師会では、昨年度から一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会と共催して、『口のリハビリテーション医科歯科連携インストラクター講習会』を開催しており、引き続き講習会及び連携構築委員会等に対する財政的支援を要望する。

また、今後は、多職種連携をキーワードに、医療職全体で取り組んでいくことが都民のフレイルやサルコペニアを予防し、健康寿命の延伸に繋がると考えられる。歯科医師・歯科衛生士向けに、オーラルフレイル、サルコペニア予防に関する知識の習得、研鑽ができる研修会の実施、さらには口腔機能低下症を熟知し、予防、リハビリ等を習得できるよう財政的な支援を要望する。また、都民に対するオーラルフレイル啓発と口腔機能低下症の診療について研修会や都民向けフォーラムの開催支援を要望する。

(6) 青年期の都民に対する歯科保健の啓発について

思春期から青年期にかけては、進学や就職による環境の変化にともない、日常生活が不規則になり、生活習慣が乱れやすくなるため、う蝕や歯周病のリスクが高まることが懸念される。さらに、口腔の健康への関心が薄いまま年を重ねていくと、全身の疾患にかかった場合、自身の健康はもとより、その次世代である子ども達の健康にも影響を与える可能性がある。

しかし、現状は義務教育終了後及び高校卒業後、法的に実施が義務づけられた歯科健診がない状況である。そこで、本会では新たな事業として令和5年3月から4月にかけて2校の都内大学生を対象とした歯科健診を実施しており、約1,800名が受診している。今後も実施規模を増やしていくことで大学生の口腔内の状況を把握し、かかりつけ歯科医を持つことの大切さや習慣化の意義の啓発を図るため、財政的措置を要望する。

(7) アレルギー疾患対策について

東京都アレルギー疾患対策推進計画の中に、新たに医療従事者の資質向上として歯科医師が明記された事は、アレルギー疾患対策に関し歯科医師が大きな役割を期待されていると考えられる。歯科用金属アレルギーが難治性皮膚炎の原因となることがあまり認知されていない側面もあり、医科との連携を進めるためにも、専門的なアレルギー疾患医療に関する知識や技能を歯科医師に提供するための研修が必要であるとする。そのための財政支援を要望する。

3 歯科口腔保健推進事業の継続および充実

この事業は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）及び東京都歯科保健推進計画その他国又は都が定める保健、医療にかかる各種法令や計画等の趣旨に基づき、都における歯科口腔保健施策を推進し、都民の歯と口腔の健康づくりとそれによってもたらされる生活の質の向上に寄与することを目的としていることから、引き続き事業を継続されたい。

（具体的施策）

(1) 歯科口腔保健推進事業の実施

（継続要望）

（理 由）

（1）歯科口腔保健推進事業の実施

国は、平成 23 年に歯科口腔保健推進に関する法律を定め、その中で基本理念や施策の基本となる事項等を定め、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進することとした。

また、東京都では老人福祉計画と「介護保険事業支援計画」を一体的に策定し、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年（2025 年）及び団塊ジュニア世代が高齢となる令和 22 年（2040 年）を見据え、地域で安心して暮らし続けることができる東京の実現を目指し、平成 30 年 3 月に歯科口腔保健の推進に関する方針、目標、計画等の基本的事項を盛り込んだ都道府県計画である東京都歯科保健推進計画を策定した。それを受け、東京都の委託により、本会では、令和元年度から 2 年度にかけて、東京都歯科保健推進計画に基づきライフステージに応じた歯科口腔保健の推進、かかりつけ歯科医の普及啓発事業を都民向けに実施するとともに、在宅歯科医療の普及を目的とする医療従事者向け啓発事業を行った。令和 6 年度についても、計画を推進するために必要な取組への予算措置を講じられたい。

4 医療安全および患者への情報提供の充実

医療法第6条の13の規定に基づき、都道府県、保健所設置市及び特別区は、医療安全支援センターを設けることが努力義務とされている。また、医療安全支援センターは、患者やその家族からの医療に関する苦情や相談に応ずること、医療の安全確保に関し必要な情報の提供を行うこと等がその業務として規定されている。都民の歯科領域における健康の維持・向上のためにも、貴庁における医療安全支援センターの増強を要望したい。

(具体的施策)

- (1) 医療安全支援センター「患者の声相談窓口」の運営体制の充実 (継続要望)

(理由)

(1) 医療安全支援センター「患者の声相談窓口」の運営体制の充実について

医療安全支援センター「患者の声相談窓口」では、全ての診療科に関する様々な相談が持ち込まれていると思われるが、現在のところ、相談担当者には主に看護師が配置され運営されている。そこで、歯科領域に関する相談案件についても、今まで以上に対応できるようにするため、相談担当者に歯科医師や歯科衛生士を加えて運営されるよう、人員措置を要望する。

二 障害者等歯科医療対策関係

1 都立心身障害者口腔保健センター事業の充実

心身障害者等スペシャルニーズのある方の歯科保健医療分野での診療、機能療法の提供、教育研修、調査研究や情報発信における中核的機能を持つ都立心身障害者口腔保健センターの、事業運営の充実を図りたい。

(具体的施策)

- | | |
|--|--------|
| (1) 老朽化している施設設備・医療機器等の改修及び計画的更新、
災害発生時の体制整備 | (継続要望) |
| (2) 重度・難症例への対応強化のための体制整備 | (継続要望) |
| (3) 医療安全対策(感染症対策)の充実、強化 | (継続要望) |
| (4) 教育・研修事業の充実、強化 | (継続要望) |
| (5) 障害者歯科の地域での一層の推進 | (継続要望) |
| (6) 多摩地域分室の設置 | (新規要望) |
| (7) 診療車「巡回歯科診療車」の更新 | (新規要望) |

(理 由)

(1) 老朽化している施設設備・医療機器等の改修及び計画的更新、災害発生時の体制整備について

当センターは、設立40年目を迎え、施設配管設備類の老朽化や医療機器等備品類に関して経年劣化の進行が顕著になりつつある。このような切実な状況も踏まえ、建物設備改修や医療機器等の計画的更新についてこれまで以上の財政措置をご配慮いただきたい。

今後の中長期的な課題であるが、東日本大震災を経験し、ビル高層階から障害者の方々を避難させることの困難を実感している。毎年3月には、EVAC CHAIR(歩行困難な方を人力により階段から運搬する機器)や、キャリーマット(簡易担架)を用いた避難訓練を実施している。しかし、この訓練を通じて障害者の方々を安全に避難させるためには8階、9階という立地に不安を感じている。大規模災害や火災などへの抜本的な安全対策を支援していただきたい。

(2) 重度・難症例への対応強化のための体制整備について

センターでは、地域で診療が難しい重度・難症例の患者に対して安全・安心で質の高い医療を提供するため、全身麻酔法や静脈内鎮静法への取組を進めてきた。特に全身麻酔法に関しては、施設及び設備、歯科医療従事者の確保の観点から、これ以上の診療予約が入りにくい状態が続いている。

センターが、特に全身麻酔診療に関する施設の改修、必要機器の整備、人的課題などに対応することは、今後の地域の歯科診療所等とのスムーズな連携を図る上でも欠かせない前提条件である。この点もご配慮の上、センターにおける重度・難症例への対応の一層の人的、施設的な環境整備の充実をお願いしたい。

(3) 医療安全対策（感染症対策）の充実、強化について

当センターの患者は心身障害者や高齢者の方であり、感染症対策においても特段の配慮が求められる。例えばこれまでもH I Vの基礎疾患をお持ちの患者の歯科診療を行ってきており、平成 24 年度からはエイズ協力歯科医療機関に登録し、歯科医療分野でのH I V対策にも積極的に取り組んできている。

具体的には、センター「院内感染対策マニュアル」に基づき様々な感染防止のための体制整備に努めている。近年、より確実な感染防止の一環として、ディスポ製品使用の拡充を図ってきており、特に直近の新型コロナウイルス感染症を含めあらゆる感染症対策においても、一層の徹底が求められている。これら感染防止対策の推進のため、必要な財政措置を引き続き講じられたい。

(4) 教育・研修事業の充実、強化について

センターでは専門家育成研修として、地域での障害者歯科の担い手となる歯科医師、歯科衛生士を育成するための個別研修会、また様々なコメディカルの方々を対象とした集団研修会などを、最新のテーマを設けてセンター職員や外部講師も招聘して実施してきており、非常に好評を得ている。

また、23 区内や多摩地域の様々な福祉施設や介護施設等で働く職員や入所者、保護者の方々を対象に、地域派遣研修と銘打ってそれぞれの施設にセンター職員が出向き、それぞれのニーズに即した、あるいは予防歯科の観点から基礎的な内容の研修会を行っている。

さらに、平成 29 年度からは、都の摂食・嚥下機能支援推進事業を引き継ぐ形で、摂食嚥下に係る研修をセンター事業として実施している。

このように歯科医師など専門家だけでなく広く都民の方々を対象に、障害者歯科に係る保健・医療・福祉分野の教育研修事業を実施してきており、これらに対するニーズの高まりを日々実感しているところである。

障害者歯科領域に限らず予防歯科の重要性が広く認識されつつある現状において、障害者歯科診療の現場で豊富な経験を有する当センター職員が果たすべき教育研修事業での役割は、ますます重要なものとなる。そのためには何よりも、当センターにおける人員体制の一層の充実が不可欠であり、更なる人的、財政面での支援を要望する。

(5) 障害者歯科の地域での一層の推進について

地域の障害者歯科保健の一層の推進を図るためには、当センター歯科医師が、地区口腔保健センターの歯科医師や既にセンターに登録いただいている「協力医」や「登録医」の歯科医師と連携し障害者診療の充実を図ることが第一である。また、患者が円滑に地域移行できるよう、地域の歯科診療所と連携を進めるとともに、地域の要望に応じて研修（派遣研修含）内容を充実するなど地域の診療所との連携を強固にしていく。

さらに、当センターと都立病院など病院歯科や歯科大学病院との役割分担を明確にするとともに、地域の歯科診療所や障害者施設等における障害者の歯科受診の実態を把握し、

当センターが果たすべき役割を明確にしなければならない。そのためには、都の総合的な歯科保健推進施策の中、障害者歯科領域での中核施設である当センターにおける人材確保、環境整備及び財政措置の一層の充実が図られることを重ねてお願いするものである。

(6) 多摩地域分室の設置について

当センターは、地域の医療機関では対応が困難なスペシャルニーズのある方の口腔保健の向上を目的に東京都が昭和 59 年 6 月に設置、以来約 35 年にわたり公益社団法人東京都歯科医師会（本会）が管理運営を受託し、ノーマライゼーションの精神を基本に、障害のある方の生命・生活・人生の質（QOL）の向上を目指して良質な歯科医療の提供や教育研修事業、情報提供などに積極的に取り組んでいる。

東京都区部における障害児・者は、各障害者手帳登録者数からは障害者手帳：333,763 名、愛の手帳：63,171 名、精神障害者手帳：4,599 名であり、市町村群部ではそれぞれ 148,261 名、36,974 名、2,402 名である。また各手帳を持たない都民や医療技術の進歩により中途障害を持つ患者も多く存在しており、その数は年々増加しているのが現状である。

当センター来院患者の定点調査においても他県患者を除いて区部は 91%であり、市町村部計はわずか 9%に過ぎず、これは地域性、保護者の高齢化及び入所施設への人的支援者数の問題や地域で受診を希望するなどがその理由であり、障害児・者の医療提供へのニーズに対応できていないのが現実である。

障害者支援施設へのアンケートでは各施設の歯科医の配置医、嘱託医数は、内科は障害者支援施設・福祉型障害児入所施設・グループホーム合計が 73.7%であるにも関わらず歯科は各計が僅か 8.4%である。また、多摩地区においては都内と比較し障害者を受け入れる大学病院や、病院歯科など医療資源が少なく、全域にいきわたっているものといえず、協力医療機関やセンターなどが多摩地区歯科医師会のご理解のもと多く存在するも、支援、医療提供が不足していることは明確である。

1970 年に成立した「心身障害者対策基本法」が、1993 年に「障害者基本法」に改められ、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、（中略）障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、医療、介護の条文が新設され、国および地方公共団体は、医療もしくは介護の給付またはリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとする」という記述のほか、「その人権を十分に尊重しなければならない」と謳われている。

地域の受診体制の課題として、地域資源が十分でない市町村群部は単独で体制構築を行うことは難しく、都道府県における広域での調整が必要である。

障害者は健常者同様、地域で支えるのが基本である。また、障害者においては疾患特有の対応が患者の QOL の向上、全身の健康へと繋がる。それには質の高い医療の提供が重要であり、そのためには障害児・者に特化した専門の医療施設を配置することは基本法の趣

旨からも早急に必要である。医療の提供においても障害児・者において差別があってはならない。令和の時代になり、本会の地区歯科医師会（特に多摩地域の歯科医師会）では、多摩地域における障害者口腔保健センター設置に対する要望書が市長宛に提出される等、改めて当センターを積極的に活用した多摩地域における拠点、また、分室等の設置も視野に入れた障害者歯科医療における環境整備の充実を図られたい。

（7）診療車「巡回歯科診療車」の更新について

当センターが所有する「巡回歯科診療車」は、緊急災害対策の一環として平成8年度に配置された。平時には有効活用策として、障害者歯科診療の充実を目指し、現在はコロナの影響により中止となっているが、主に多摩地区の障害者施設や、高齢者施設、介護保険施設を対象とし、1施設に対して週1回（火曜日または金曜日）巡回し、診療、検診および講習会を行っている。超高齢社会に突入する2025年に際し、地域包括ケアシステムの概念が提唱され、高齢者に対する医療・福祉は看取りも含めて「病院から在宅へ」という流れが進んできているため、より高度な歯科医療を提供できる居宅、施設への訪問診療を目的とした巡回診療車のニーズは高くなると思われる。

さらに近年、小児医療の発展により、多くの低出生体重児や基礎疾患を有する新生児が救出され重症児が在宅生活を送るようになってきている。経管栄養や痰の吸引、人工呼吸器使用の医療機器によるケアが必要な医療的ケア児の全国総数は、平成17年は約1万人、平成30年は19,712人、令和3年に全国で約20,180人に達しており、その後も急激に増加している。在宅療養中の重症心身障害児は、口腔疾患があっても受診できない場合が多く、小児の訪問診療は想像以上に多いと考えられる。平成28年6月3日の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」で医療的ケア児も障害児と定義され、「地方公共団体は、医療的ケア児がその心身に応じた適切な保険、医療、福祉その他の関連分野の支援を受けられるよう連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」旨が規定された。このことをきっかけに地域で医療的ケア児に対する保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援体制を整備することが求められている。そのため歯科医師会では、歯科医療提供体制の整備に向け、各施設、開業医や地区歯科医師会及び保健所など障害者歯科医療に係わる機関と協力しながら、医療連携づくりに取り組んでいることが求められる。以上のことから、巡回歯科診療車を使用することは、今後増加することが予想される訪問診療のニーズにも対応できると考えられる。

今後は多様化する都民ニーズに対応すべく、在宅歯科医療等への高齢者対策及び口腔疾患があっても受診できない在宅療養中の医療的ケア児対策も含め検討を行い、「巡回歯科診療車」の更なる活用方法も視野に入れたい。しかしながら、平成22年に新車として再購入して以来、既に13年が経過し、車内設備や歯科機材等の仕様も古くなっていることを考慮すると、今後の治療ニーズにしっかりと対応するための契約の更新および新たな車両購入に向けた予算措置を強く求める。

2 歯科医療従事者向け HIV/エイズ講習会の継続

この事業は、歯科医療従事者のエイズに対する知識の向上を図り、AIDS 患者及び HIV 感染者の歯科医療体制の確保を目的に歯科医師に対する講習会を年 2 回実施し、平成 12 年度より東京都受託事業として実施しているが、今後も引き続き安定的な財政的支援を要望する。

(具体的施策)

(1) 歯科向け HIV/エイズ講習会の継続実施

(継続要望)

(理由)

(1) 歯科向け HIV/エイズ講習会の継続実施について

東京都における AIDS 患者・HIV 感染者の報告数は依然として増加し続けている一方、抗 HIV 治療薬のめざましい進歩で患者さんの予後は劇的に改善し、患者さんの増加とその予後の改善による高齢化が進んでおり、社会状況も変わり、HIV 感染者との共存社会となっている。AIDS 患者・HIV 感染者にとってデンタルケアは健康管理上からも大変重要な要素のひとつとなっていることから、歯科医療従事者を対象に、HIV に対する知識や患者への対応、感染防御の知識の普及を図ることなどを目的とする講習会を実施してきた。今後も、必要性が増す中で、引き続き年 2 回の講習会を実施されたい。

3 協力歯科医療機関紹介事業の継続および充実

この事業は、平成 13 年度より開始され、HIV 陽性者が職場や住まいの近くなど身近な地域で歯科治療を受けられるよう、東京都より本会に委託して実施している。エイズ診療協力病院等からの要請により、登録している歯科医療機関の中から、患者のニーズ（かかりたい理由、最寄り駅、通院日時など）に適した歯科医療機関を紹介することを目的としているが、今後も引き続き安定的な財政的支援を要望する。

(具体的施策)

(1) 協力歯科医療機関紹介事業の継続実施

(継続要望)

(理由)

(1) 協力歯科医療機関紹介事業の継続実施について

本会における主なエイズ対策として、HIV 感染者の紹介事業として平成 13 年度より開始した協力歯科医療機関数は 104 医療機関、紹介件数は、令和 4 年度は 49 件の紹介件数があり、初診実数として 594 人の実績があった。

未だに医科の診療所にも見られない連携システムであり、有効なネットワークとして、より一層の充実、推進を図られたい。一方、協力歯科医療機関にとってはハイリスクの患者を診療するため、スタッフ教育や感染防御対策等種々の対応を自ら備えなくてはならないため、診療機関への財政措置は勿論のこと、研修会の充実や、様々な新しい緊急性の高い感染症への対応に遅れないよう、高次で緊急性の高い感染症に対応できる大学附属病院、病院歯科等との医療連携システムの構築やネットワークづくりを進めるための財政支援を要望する。

三 基盤整備等歯科保健医療対策関係

1 大規模事故・災害発生時に活用するための歯科用医薬品等の備蓄および整備の推進

(具体的施策)

- (1) 大規模事故・災害発生時に活用するための歯科用医薬品等の備蓄および整備の推進について (継続要望)

(理由)

(1) 大規模事故・災害発生時に活用するための歯科用医薬品等の備蓄および整備の推進について

東京都歯科医師会は、令和3年2月1日に締結内容を改正した東京都との「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」に基づき災害対策事業を実施しており、毎年実施される東京都合同総合防災訓練において、医療救護活動訓練（歯科医療救護活動およびトリアージ）と、検視・検案・身元確認訓練の二つに参加協力している。

都内各地区歯科医師会に対しては、地区災害・警察歯科担当理事連絡協議会を開催し連絡体制の強化を図りつつ、東京都と区市町村の役割分担や歯科医療救護班の編成・支援・受援体制等について周知徹底を行っており、東京都全域における危機対応力の更なる強化を推進している。

また、身元確認班（歯科医師班）の養成については、在京4大学および隣県の歯科大学と連携し、東京都が主催する研修会への講師派遣、学会への共同参加等を行っており、大学病院とも発災時に迅速な連携がとれるよう体制づくりを進めている。

その中で、歯科医療救護班が使用する医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）の確保について要望したい。

災害時の歯科医療救護活動についての協定書において、「東京都内における歯科医療救護活動の場合、活動場所に提供されるもの又は東京都が備蓄するものを使用し、必要に応じて、歯科医療救護班が携行する医薬品等を使用する。」と定められているが、東京都合同総合防災訓練に際し実施する自治体の医薬品等の備蓄状況を確認したところ、十分ではないケースが見られた。

このことから、区市町村における歯科医療に要する医薬品等の十分な確保を促していただくと共に、東京都における同医薬品等の更なる確保も進められたい。

2 へき地、その他地域における歯科保健普及啓発事業の成果の活用および実施拡大

(具体的施策)

- (1) へき地等における歯科保健普及啓発事業の成果の活用および実施拡大
(継続要望)

(理由)

(1) へき地等における歯科保健普及啓発事業の成果の活用および実施拡大について

8020 運動の推進には、フッ化物応用への一層の取組が必要であり、このために東京都歯科医師会は東京都と協力し、平成 14 年度から神津島村においてフッ化物洗口を応用した歯科保健事業をおこなってきた。この結果、12 歳児の一人平均う歯数が半減するなど大きな成果を得ることが出来た。

また、平成 22 年度より三宅村等にてフッ化物洗口が開始され、神津島同様、歯科疾患の予防に係る普及啓発の一定の成果を見たが、その他の必要とされる地域に広がっていない。今後とも、介入の効果がでている神津島村等で培ったノウハウ（保育所等における幼児のフッ化物洗口法への取り組み等）を他の島しょ地域や特に幼児期のう蝕有病率の高い、その他の地域に積極的に東京都としてフッ化物応用を働きかけられるよう引き続き事業の拡大を図りたい。

3 医学技術振興補助金事業等の継続および充実

日進月歩の歯科医学をより早く都民に還元するために、また、かかりつけ歯科医を中心とした医療の機能連携を推進するために、また、多職種連携をスムーズに進めるためにも、今までにも増して医学技術振興および研修事業の充実が重要であるため、今後も引き続き安定的な財政的支援を要望する。

(具体的施策)

- (1) 各種研修会事業への補助金の増額
(継続要望)

(理由)

(1) 各種研修会事業への補助金の増額について

本会では、従前より医学技術振興事業については、会員への資質向上に向けた学術講演会の開催や、都民に対する歯科保健の普及啓発事業としての都民向け講演会や、食育イベント、また、患者用のチェアサイドパネル等の作成をおこなうなど、都民ニーズに合った事業を展開している。今後も都民への多種多様なニーズに対応すべく、補助事業の継続要望をする。

4 保険医等講習事務委託事業の継続および充実

ますます複雑化する医療保険事業を円滑適正に遂行し、都民（被保険者）の福祉に貢献するために、保険医等講習事務委託事業の充実が必要である。

そのために、保険医等講習会等をさらに充実させ、都内保険医療機関への医療保険制度の周知徹底を図るための予算増額を要望する。

（具体的施策）

（1）保険医等講習事務委託事業

（継続要望）

（理由）

（1）保険医等講習事務委託事業について

国民健康保険業務を円滑適正に遂行し、被保険者の福祉に貢献するため、保険講習会及び指導整備の充実が必要である。

保険講習会の充実

保険診療に係る事務、保険医療制度周知のための保険講習会の一層の充実のために増額の予算措置を講じられるよう要望する。保険講習会の充実を図って都内保険医療機関の保険知識の向上に役立てることは、患者の歯科保険診療のためにも意義があり、必要なものである。

指導整備の充実

医療保険においては、レセプトの電子化はされたが、今後も手書きによるレセプト請求は存置され、また、高齢の歯科医師にとっては毎月の指導整備会による個別講習が有効な手段となっていることから、これまで同様に指導整備会は必要だと考えられる。

5 地域医療介護総合確保基金を活用した事業および設備整備等の充実

平成 26 年度から医療従事者の確保に資する医療機関等の施設及び設備等の整備などへの財政支援として創設されている『医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度（基金）』を在宅歯科医療および認知症対応の充実に、有効的且つ総合的に活用ができるよう強く要望する。

（具体的施策）

- | | |
|---|--------|
| (1) 在宅歯科医療を実施するための設備整備事業 | （継続要望） |
| (2) 地域包括ケアシステムの構築に寄与する
連絡会の実施 | （継続要望） |
| (3) 在宅歯科医療推進事業 | （継続要望） |
| (4) 周術期口腔ケアの推進 | （継続要望） |
| (5) 新興感染症発生時における在宅歯科医療患者の
歯科口腔管理連携推進 | （新規要望） |

（理由）

（1）在宅歯科医療を実施するための設備整備事業について

平成 23 年度には、国の財源不足から大混乱を招いた在宅歯科診療設備整備事業は、本来、本人自己負担が 1/3（国 1/3・都 1/3）で購入できる在宅歯科診療器材が、自己負担 9 割という、前代未聞の事態を会員に強いる結果となり、国への信頼度は失墜した。

平成 26 年度からは新たな基金のメニューとして、東京都独自の制度に再構築し、在宅歯科医療研修会や東京都周術期口腔ケア推進事業の研修修了者等が対象となっており、在宅歯科医療の推進に益々寄与することができる事業となっている。

しかし一方で、申請手続きの煩雑さが課題となっており、申請をせずに諦める者も一定数いるため、さらに在宅歯科医療に取り組む医療機関を確保していくために、手続きを簡素化したうえで引き続き次年度以降も継続的に実施されるよう強く要望する。

（2）地域包括ケアシステムの構築に寄与する連絡会の実施について

在宅歯科医療を実施する歯科医療機関数を増やし、口腔管理の重要性についての理解や協力を、在宅療養者や高齢者施設等に推進していく事が、今後も必要である。2040 年を見据え住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らしていくため、そして健康寿命の延伸にはいつまでも口から食べる事が重要で、オーラルフレイル予防と口腔機能低下症、周術期を含めた口腔ケア、専門的口腔管理への医科、薬剤、看護、介護職等の多職種の理解や協力が必要であるが、地域ごとの実情があり、状況に応じた連携構築が不可欠である。

そこで東京都歯科医師会では、歯科が積極的に地域包括ケアシステムに参加できるように、多職種等との連携方法、実際の地区での取組を含めた連絡会を開催し、多方面、多職種に渡る連携構築を確立していくとし、その開催実施に対して支援を強く要望する。

(3) 在宅歯科医療推進事業について

東京都歯科医師会では、歯科医療機関及び介護施設等の職員に対して、歯科にかかる多職種連携のノウハウや意義を伝えるとともに患者・家族や介護を担う人材に対し、歯科介入の意義を普及啓発することで、地域における多職種連携の取組を支援し、在宅療養患者の口腔機能の維持・改善・向上を図っている。

具体的には、在宅歯科医療を実施する歯科医師と他職種が連携するにあたり、求められる役割や必要な知識、介護、訪問看護等の役割、機能等について理解を深めるためのマニュアルを作成した。また、地域で在宅歯科医療講演会を実施し、歯科医師や歯科衛生士等に対し、介護保険制度や地域包括ケアにおける多職種連携の先駆的な取組などを紹介することで、他職種に対し歯科の重要性について発信するなどの他職種と歯科医療を繋ぐためのノウハウを伝えている。令和6年度も引き続き、基金を活用して、地域で活用できるチェックリストの普及並びに介護支援員、介護者等への啓発ができるよう事業継続を要望する。

(4) 周術期口腔ケアの推進について

周術期における、その口腔ケアを含む口腔機能管理について保険導入されて10年が経過した。がん等の手術前後で全身麻酔による気管挿管時の口腔内の状態を整え、誤嚥性肺炎予防、放射線療法による口内炎等の疼痛緩和、化学療法、BP製剤使用、とその管理については多岐にわたる。口腔ケアを含む口腔機能管理を適切に行える歯科医療機関を増加していくために、「周術期口腔機能管理推進事業」として今までの研修会をさらにスキルアップしていく必要がある。

本会は、東京都とともに平成25年度から29年度までの5年間、周術期口腔ケアに関する事業（H25～27周術期口腔ケア体制基盤整備事業、H28～周術期口腔ケアにおける医科歯科連携推進事業）に取り組み、周術期の患者に適切に対応できる歯科医師（681名）、歯科衛生士（217名）の養成や患者、家族への普及啓発ツールの開発、作成、病院と地域歯科医療機関の連携を図るためのモデルの構築を都内2か所の病院で行った。平成30年度以降も「周術期口腔ケア推進事業」として事業を継続し、10年間の合計で877歯科医療機関が連携登録機関として登録されている。

これらの取組から、全都に周術期の口腔ケアの体制を広げるためには、より多くの人材養成とともに、各地域における病院と地域の歯科医療機関の連携が不可欠であることが明白となったが、地域の歯科医療機関は従来から病院歯科との連携はあるものの、他科との連携は非常に希薄な状況にある。また、病院と地区歯科医師会の組織間の連携も課題である。

そのため、平成28年度から、各病院と地域の歯科医療機関との連携を強化し、地域において周術期の口腔ケアが確実に推進できるよう、地域特性をふまえた体制整備の支援に取り組んだ。令和6年度においても引き続きより多くの地域の歯科医療機関が周術期口腔ケアに取り組めるよう事業継続を要望する。

(5) 新興感染症発生時における在宅歯科医療患者の歯科口腔管理連携推進

令和5年に第8次医療計画の中で〔6. 新興感染症発生、まん延時の医療体制〕の対応の方向性としての意見が取りまとめられた。その中で在宅歯科医療患者等に対する歯科口腔管理は重要であるとし、必要となる在宅歯科医療や高齢者施設等との連携が円滑に実施できる体制を含め、地域の実情を踏まえた歯科保健医療体制の構築を進めるとしている。

日頃の在宅歯科医療を行う歯科医療機関数の増加が必須の課題のため、まずは研修会を行い、参入しやすいように初歩的な知識や、スキルアップのために口腔機能低下や摂食嚥下障害についての専門的な知識を内容に取り入れていく。その上で新興感染症発生、まん延時においても途切れることのない在宅歯科医療を推進するために、今までは歯科診療所に来院する患者への歯科医療提供を想定していたが、在宅歯科医療や高齢者施設等でも安心、安全に歯科医療が提供できるように研修会を行っていく必要があり、支援を要請する。

福祉局関係

一 歯科保健対策関係

2 保健医療普及啓発事業の継続および充実

会員は、かかりつけ歯科医として地域住民の健康増進に寄与するため、様々な事業（歯科保健研修会、相談、健診、在宅医療等）に参加することにより、都民に対し、住民ニーズの変化に応じた適切な歯科サービス（禁煙支援・糖尿病予防・産業歯科・オーラルフレイル対策等）を提供している。特に本会では、毎年、東京都歯科保健普及啓発事業を活用し、都民を対象とした「歯と口の健康週間—上野動物園行事—」を実施しており、これは、全国でも最大規模の歯科保健イベントとなっている。今後も地域住民の各ライフサイクルに沿った口腔領域のプライマリ・ケアを継続的に提供するために、次年度も同事業を活用した歯科保健イベントや都民および会員向けの研修会及び啓発リーフレット等の作成に伴う予算措置をされたい。

また、コロナ禍での上野動物園行事の代替事業として実施した普及啓発動画の作成は、多くの視聴者を得ていることから、今後の事業継続を併せて要望する。

さらに、昨今の児童虐待に関する社会的関心の高さを鑑み、児童相談所における児童の口腔内実態調査への予算措置についても検討されたい。

（具体的施策）

（1）児童虐待の早期発見・早期対応のための児童相談所における

児童の口腔内実態把握

（継続要望）

（1）児童虐待の早期発見・早期対応のための児童相談所における

児童の口腔内実態把握について

本会では、毎年『子どもの虐待防止研修会』を開催するとともに、令和元年度より東京都8020運動推進特別事業の一環として『多数歯う蝕のある子供たちに対する支援のための歯科医療従事者向け研修』も実施している。また平成14年度には都内の全児童相談所の児童に対して歯科健診を行い、児童の口腔内の実態調査も行った。

令和5年2月には都内の一時保護施設における6歳～10歳を対象とした歯科健診を伴う口腔内調査を実施しており、児童虐待と口腔内状況との関係性を研究し、児童虐待の早期発見・早期対応のため実施規模を増やし、都内の17所ある児童相談所（特別区児相7所含む）での口腔内の実態把握についての財政支援を要望する。

三 基盤整備等歯科保健医療対策関係

5 地域医療介護総合確保基金を活用した事業および設備整備等の充実

平成 26 年度から医療従事者の確保に資する医療機関等の施設及び設備等の整備などへの財政支援として創設されている『医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度（基金）』を在宅歯科医療および認知症対応の充実に、有効的且つ総合的に活用ができるよう強く要望する。

（具体的施策）

（1）認知症対応力向上の推進

（継続要望）

（1）認知症対応力向上の推進について

日本の高齢化は年を追うごとに進み、認知症の人の数も今後さらに増加していくことが予測されている。平成 27 年 1 月に厚生労働省から「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）が公表され、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることのできる社会の実現を国は目指している。

東京都では平成 28 年度より、認知症の人や家族を支えるための認知症対応の基礎知識及び早期発見・早期対応の重要性や歯科診療継続のための方法を習得するとともに、医療・介護・地域が連携した生活支援の重要性を理解するための「歯科医師認知症対応力向上研修」を本会に委託して行い、令和 4 年度までの 7 年間で 1,442 名の歯科医師の受講者を得た。歯科医師が認知症の人に対する対応力を向上することは、これから一層求められるスキルのひとつといえる。今後も継続した予算措置を講じられるよう、要望する。

地方独立行政法人 東京都立病院機構関係

一 都立病院の診療機能整備・拡充関係

1 都立病院における歯科診療機能の整備・拡充

「かかりつけ歯科医」を中心とした新たな歯科保健医療体制を構築し、都民の歯科保健の向上を図るためには、地域において歯科保健医療の基盤が整備されることが必要であり、必要な支援策を講じられたい。

(具体的施策)

- | | |
|-------------------------------|--------|
| (1) 緊急時や災害時の病院歯科の体制整備 | (継続要望) |
| (2) 医科・歯科医療連携の体制強化 | (継続要望) |
| (3) 病床の機能分化・連携のために必要な歯科医師等の確保 | (継続要望) |

(理由)

(1) 緊急時や災害時の病院歯科の体制整備について

都立病院は、地域で中核となる病院歯科を強力に支援および連携し、その結果として病院歯科での緊急体制および災害時での確保等、都民が安心できるよう平時からスムーズに協働して連携できるようなネットワークシステムの構築に対する必要な予算措置を引き続き講じられるよう要望する。

(2) 医科・歯科医療連携の体制強化について

国の示す、がん・脳卒中等の五疾病に対して新たな医療連携体制の構築が求められており、歯科医療もその一翼を担っていくものと考え。都立病院においては、悪性腫瘍や多様な疾病の周術期の患者に対する専門的口腔ケアによって、術後呼吸器感染症の予防や在院期間の短縮に効果を上げつつあり、患者満足度も高いと報告されている。今後は、がんの周術期口腔ケアだけでなく基礎疾患のある歯周病ならびにがん以外の周術期の患者に合併する歯科疾患に対しても医科・歯科の医療連携を進め、地域におけるかかりつけ歯科医とより効率的・効果的な診療体制が整備されるよう要望する。

(3) 病床の機能分化・連携のために必要な歯科医師等の確保について

国の地域医療介護総合確保基金事業等を活用し、地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等における患者の全身と口腔機能の向上を図り、また、在宅歯科医療を実施する地域の歯科医療機関の後方支援という地域医療構想においても重要な役目を担う病院歯科の体制強化に対する支援を要望する。

令和6年度 東京都予算要望重点項目

P2 2. 保健医療普及啓発事業の継続および充実【保健医療局】

P4 (5) 都内のリハビリテーション栄養における医科歯科連携推進事業 および歯科医療関係者・都民へのフレイル予防等研修会・講習会の 実施について

超高齢社会の日本では、口腔機能や摂食嚥下機能に低下・障害を認める方が増加している。口腔機能低下や摂食嚥下障害は、全身のサルコペニア、低栄養との関連から、予防や治療には、口やのどへのアプローチだけでなく、全身へのアプローチの併用が必要である。

東京都歯科医師会では、昨年度から一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会と共催して、『口のリハビリテーション医科歯科連携インストラクター講習会』を開催しており、引き続き講習会及び連携構築委員会等に対する財政的支援を要望する。

また、今後は、多職種連携をキーワードに、医療職全体で取り組んでいくことが都民のフレイルやサルコペニアを予防し、健康寿命の延伸に繋がると考えられる。歯科医師・歯科衛生士向けに、オーラルフレイル、サルコペニア予防に関する知識の習得、研鑽ができる研修会の実施、さらには口腔機能低下症を熟知し、予防、リハビリ等を習得できるよう財政的な支援を要望する。また、都民に対するオーラルフレイル啓発と口腔機能低下症の診療について研修会や都民向けフォーラムの開催支援を要望する。

P6 4. 医療安全および患者への情報提供の充実【保健医療局】

P6 (1) 医療安全支援センター「患者の声相談窓口」の運営体制の充実

医療安全支援センター「患者の声相談窓口」では、全ての診療科に関する様々な相談が持ち込まれていると思われるが、現在のところ、相談担当者には主に看護師が配置され運営されている。そこで、歯科領域に関する相談案件についても、今まで以上に対応できるようにするため、相談担当者に歯科医師や歯科衛生士を加えて運営されるよう、人員措置を要望する。

P9 (6) 多摩地域分室の設置について

東京都立心身障害者口腔保健センターは、地域の医療機関では対応が困難なスペシャルニーズのある方の口腔保健の向上を目的に東京都が昭和59年6月に設置、以来約35年にわたり公益社団法人東京都歯科医師会（本会）が管理運営を受託し、ノーマライゼーションの精神を基本に、障害のある方の生命・生活・人生の質（QOL）の向上を目指して良質な歯科医療の提供や教育研修事業、情報提供などに積極的に取り組んでいる。

東京都区部における障害児・者は、各障害者手帳登録者数からは障害者手帳：333,763名、愛の手帳：63,171名、精神障害者手帳：4,599名であり、市町村群部ではそれぞれ148,261名、36,974名、2,402名である。また各手帳を持たない都民や医療技術の進歩により中途障害を持つ患者も多く存在しており、その数は年々増加しているのが現状である。

当センター来院患者の定点調査においても他県患者を除いて区部は91%であり、市町村部計はわずか9%に過ぎず、これは地域性、保護者の高齢化及び入所施設への人的支援者数の問題や地域で受診を希望するなどがその理由であり、障害児・者の医療提供へのニーズに対応できていないのが現実である。

障害者支援施設へのアンケートでは各施設の歯科医の配置医、嘱託医数は、内科は障害者支援施設・福祉型障害児入所施設・グループホーム合計が73.7%であるにも関わらず歯科は各計が僅か8.4%である。また、多摩地区においては都内と比較し障害者を受け入れる大学病院や、病院歯科など医療資源が少なく、全域にいきわたっているものといえず、協力医療機関やセンターなどが多摩地区歯科医師会のご理解のもと多く存在するも、支援、医療提供が不足していることは明確である。

1970年に成立した「心身障害者対策基本法」が、1993年に「障害者基本法」に改められ、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、（中略）障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、医療、介護の条文が新設され、国および地方公共団体は、医療もしくは介護の給付またはリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとする」という記述のほか、「その人権を十分に尊重しなければならない」と謳われている。

地域の受診体制の課題として、地域資源が十分でない市町村群部は単独で

体制構築を行うことは難しく、都道府県における広域での調整が必要である。障害者は健常者同様、地域で支えるのが基本である。また、障害者においては疾患特有の対応が患者の QOL の向上、全身の健康へと繋がる。それには質の高い医療の提供が重要であり、そのためには障害児・者に特化した専門の医療施設を配置することは基本法の趣旨からも早急に必要である。医療の提供においても障害児・者において差別があってはならない。令和の時代になり、本会の地区歯科医師会（特に多摩地域の歯科医師会）では、多摩地域における障害者口腔保健センター設置に対する要望書が市長宛に提出される等、改めて当センターを積極的に活用した多摩地域における拠点、また、分室等の設置も視野に入れた障害者歯科医療における環境整備の充実を図られたい。

P10 (7) 診療車「巡回歯科診療車」の更新について

当センターが所有する「巡回歯科診療車」は、緊急災害対策の一環として平成 8 年度に配置された。平時には、有効活用策として、障害者歯科診療の充実を目指し、現在は、コロナの影響により中止となっているが、主に多摩地区の障害者施設や、高齢者施設、介護保険施設を対象とし、1 施設に対して週 1 回（火曜日または金曜日）巡回し、診療、検診および講習会を行っている。超高齢社会に突入する 2025 年に際し、地域包括ケアシステムの概念が提唱され、高齢者に対する医療・福祉は看取りも含めて「病院から在宅へ」という流れが進んできているため、より高度な歯科医療を提供できる居宅、施設への訪問診療を目的とした巡回診療車のニーズは高くなると思われる。

さらに近年、小児医療の発展により、多くの低出生体重児や基礎疾患を有する新生児が救出され重症児が在宅生活を送るようになってきている。経管栄養や痰の吸引、人工呼吸器使用の医療機器によるケアが必要な医療的ケア児は、平成 17 年は、約 1 万人、平成 30 年は、全国総数 19,712 人、令和 3 年に全国で約 20,180 人に達しており、その後も急激に増加している。在宅療養中の重症心身障害児は、口腔疾患があっても受診できない場合が多く、小児の訪問診療は想像以上に多いと考えられる。平成 28 年 6 月 3 日の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」で医療的ケア児も障害児と定義され、「地方公共団体は、医療的ケア児がその心身に応じた適切な保険、医療、福祉その他の関連分野の支援を受けられるよう連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない」旨が規定された。このことをきっかけに地域で医療的ケア児に対する保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援体制を整備することが求められている。そのため歯科医師会では、歯科医療提供体制の整備に向け、各施設、開業医や地区歯科医師会及び保健所など障害

者歯科医療に係わる機関と協力しながら、医療連携づくりに取り組んでいることが求められる。以上のことから、巡回歯科診療車を使用することは、今後増加することが予想される訪問診療のニーズにも対応できると考えられる。

今後は多様化する都民ニーズに対応すべく、在宅歯科医療等への高齢者対策及び口腔疾患があっても受診できない在宅療養中の医療的ケア児対策も含め検討を行い、「巡回歯科診療車」の更なる活用方法も視野に入れたい。しかしながら、平成22年に新車として再購入して以来、既に13年が経過し、車内設備や歯科機材等の仕様も古くなっていることを考慮すると、今後の治療ニーズにしっかりと対応するための契約の更新および新たな車両購入に向けた予算措置を強く求める。

P18 2. 保健医療普及啓発事業の継続および充実【福祉局】

**P18 (1) 児童虐待の早期発見・早期対応のための児童相談所における
児童の口腔内実態把握について**

本会では、毎年『子どもの虐待防止研修会』を開催するとともに、令和元年度より東京都8020運動推進特別事業の一環として『多数歯う蝕のある子供たちに対する支援のための歯科医療従事者向け研修』も実施している。また平成14年度には都内の全児童相談所の児童に対して歯科健診を行い、児童の口腔内の実態調査も行った。

令和5年2月には都内の一時保護施設における6歳～10歳を対象とした歯科健診を伴う口腔内調査を実施しており、児童虐待と口腔内状況との関係性を研究し、児童虐待の早期発見・早期対応のため実施規模を増やし、都内の17所ある児童相談所（特別区児相7所含む）での口腔内の実態把握についての財政支援を要望する。

2023年11月28日

一般社団法人 東京中小企業家同友会
代表理事 矢倉 保吏

〒102-0074 千代田区岩本町 3-9-13 岩本町寿共同ビル 3階
電話：03-5829-8988 FAX：03-5829-8770

令和5年度東京都予算要望 重点項目

1. 中小建設業者・中小運輸業者に対する時間外労働規制、いわゆる2024年問題に適切に対応できるよう十分な支援を展開すること。

時間外労働の上限規制と適用猶予期間の終了という2024年問題への対応として、国土交通省や厚生労働省と連携し、その実態の把握に努めること。また、工期の延長、単価の引き上げ、報告書類の簡素化等を発注元に働きかけるとともに、効率化と時間外労働削減の努力を後押しし施設や設備への投資を行う中小企業の後押しすること。

2. 創業や中小企業の成長の更なる促進に向け、統計データの活用を通じて、事業計画の強化を促すこと

大阪府や千葉県山武市などでは、エコミックガーデニングとの考え方のもと、図書館等が事業者に対して市場調査や商圈分析、研究データを提供するとともに、様々な関係者が集うセミナーの開催を行い、事業者同士の交流の場ともなっている。

中小企業や新規創業者、創業希望者層にとって、新規事業の検討、市場性の把握、経営戦略や販売戦略を検討する際に統計情報を活用することはその確度と説得力を高めることから、事業成長に不可欠な経営環境の一つである。統計データの公開のみならず、統計データから有意な情報を取捨選択し、かつ事業活動に役立てるためのデータ活用法や事例紹介も併せて行う必要がある。東京都では景況指標ダッシュボードを提供するなど、統計データの活用を促しているが、この取り組みを一層強化することが重要である。

強化する方向として、景況情報やクレジットカード決済情報、人流データのみならず、家計情報や経営情報についても個人等を特定しない統計情報として活用可能とすること。また経済産業省のRESAS事業や基礎的自治体等とも連携し、中小企業者による統計データの活用を促すこと。さらに、東京都中小企業・小規模企業振興条例にある「多様な主体による連携」を促し、統計データの活用を促す横断的なコミュニティの創出をおこなうこと。

3. 職業紹介事業者による転職勧奨の民間人材紹介業への法令順守を促すこと

職業紹介事業者の競争の激化にともない、職業安定法に基づく指針で禁じられている、紹介により就職した者への転職勧奨などの行為がしばしば報告されている。中小企業の多くが人手不足の状態にある中で、入社した人材の定着と戦力化、そして待遇改善に向けて各社が行う努力に水を差すものであり、看過できない。東京都はその実態を把握するとともに、一層の人材不足を招来する悪循環を生み出さないよう、政府と連携しながら対策を講じること。

令和5年度東京都に対する政策提言ならび予算要望

はじめに

世界経済の変動と日本の経済への影響

世界経済は、インフレ対策として利上げに踏み切ったことから景気減速が進行しています。これにより、中国の経済に変調が生じ、特に若年者の失業率が高まっています。同様に、ユーロ圏でも成長率の下振れが発生しています。日本経済は低金利政策と円安を背景に、インバウンド事業や輸出事業は好調ですが、物価の高騰による買い控えから民需が停滞しています。海外の景気減速の影響が本格化する可能性に警戒が必要です。

中小企業の課題と支援

国内でもコロナウイルス感染症に伴う制限が解除され、中小企業の業績は回復してきました。しかし、人手不足、原材料価格の高騰、賃上げへの対応、コロナ融資の返済本格化などにより、中小企業の資金繰りは厳しい状況が続いています。金融機関の審査は厳格化し、短期継続融資の減額申出や貸出金利の引き上げ、追加担保の提供なども起きており、運転資金不足を危惧する会員の声も強まっています。経営者自身の納得と決心が前提ですが、資金繰り計画の見直しや有休資産の売却、事業の磨き上げを後押しし、金融機関からの円滑な資金調達ができる状態へと転換していくことが重要です。

倒産廃業件数の増加と事業承継

人手不足によるもの、コロナ融資による債務超過、経営者の年齢によるもの、事業環境の激変への対応ができない等様々な理由から倒産・廃業・解散件数が増加しています。円滑な新陳代謝を促すためには、代表者個人による連帯保証（経営者保証）が解除されている状態となることが重要です。

廃業や倒産・解散は避けられないものとしても、その企業が育んだ組織知やノウハウ、顧客、雇用をそれぞれ何らかの形で引き継がれるよう、経営者の連帯保証解除要件を充足する事業の磨き上げを制度面からも後押しすることが重要です。

賃金の向上と労働条件の改善

賃上げは労使双方の理解と納得を重ねて事業の成長と労働条件の向上を図ってきた中小企業にとって、人手不足への対応からバランスを欠いた賃上げをせざるを得ない状況に置かれています。労働者の定着を促進し、職務（業務内容・責任の程度）の評価に応じた賃金制度、人材開発支援助成金制度、キャリアアップ助成金制度の活用を通じて入社後の教育研修を充実させる施策が必要です。年収の壁問題についても検討し、収入増加と労働時間の抑制を両立させる改善策を模索すべきです。建設業や運送業などを中心に適用される時間外労働規制に関連し、規制への対応によって生じる課題を把握するとともに、事業者の対応を後押しすることが重要です。建設業であれば、工事単価引き上げや納期の延長といった発注条件を見直すこと。運送業であれば、物流拠点の設置増設、設置高度化を後押ししドライバーの労働時間削減を後押しするなどの支援が必要であると考えます。また、

中小企業の実態や体制に則し、事業者が労働者との合意形成を前提に、事業の成長発展に則し、漸次的に労働条件の改善や労働者のキャリア形成を促す体制づくりを構築していくことが重要です。物価高を反映し、国民の多くが関心を寄せる賃上げの問題は企業側の付加価値を高める努力だけではなく、労働者側の自立的に学ぶ姿勢がかみ合って初めて実現するものであり、労使いずれかの負担によってなされた賃上げは持続性に乏しいと考えます。

中小企業の自己変革力の育成

中小企業の自己変革力は重要であるものの、従来のインセンティブ型の支援だけではその力をはぐくむことは困難です。支援機関等が伴走型支援へ転換し、ともに課題を発見し解決していく支援人材の育成のみならず、多様な主体が参画する支援の場やコミュニティの存在が重要です。

地域の協力

東京都中小企業・小規模企業振興条例にもあるように、中小企業・小規模企業の振興は、「多様な主体との連携及び協力」を創出することが不可欠となっています。事業者が「顔の見える関係性（＝地域）」の中で情報を交換し、そこから事業機会を発見し、また自社の課題に気づき、顧客を創造し、事業活動の安定が実現していきます。多様な主体との連携と協力を生み出す「顔の見える関係性」が創業を喚起し、社会課題の解決や関係する人々の生活の質の向上といった正の外部性を生み出しています。そのためには中小企業への理解や協力を促し、連携及び協力を生み出す横断的な支援体制の構築が不可欠です。

東京の立地と特徴を生かした新市場の創出を

中小企業が都市に立地する利点は近隣に専門性の高い企業や人材との連携やネットワークを構築していること、そして特殊な分野であっても一定の需要を規模が形成されていることにあります。このような連携と交流の中から中小企業は事業の芽を発見し事業化していくことができます。このような都市の機能を生かした創業環境の整備と育成、そして支援が、将来にわたり活力あるしなやかな経済環境を作り出すうえでは必要不可欠です。

中小企業の人材育成の弱さ

中小企業では人材の育成にあたり組織的な対応や体制が整っている企業は少なく、また十分な外部研修予算を確保することができず現場任せとなっていることが多い。現場任せの研修体制は「いま必要な能力」に偏りがちとなっています。今後必要となる能力の開発について、社内での能力開発体制の構築を後押しするほか、人材開発支援等の公的支援策の活用が欠かせないものとなっていますが、取り組み自体が低くなっています。ITスキルの向上やDXGX人材など今後必要となる中核人材の育成に手が回っていません。社内での能力開発体制の構築の後押し、そして中核人材の育成が中小企業の自己変革力を高めていくうえでも重要です。

当会では、中小企業経営者が自助努力を前提に自社の自己変革力を高めるとともに、共通する経営課題の解決を会員同士の連携、行政や支援機関等、大学など教育機関などとの連携によって解消していくことを目指し、さまざまな活動を行っています。

上記の観点から、都内中小企業が厳しい経営環境を克服し、事業の安定と成長を描き、活力あるしなやかな社会を形成するうえで必要とされる点について要望します。

重点項目

1. 中小建設業者・中小運輸業者に対する時間外労働規制、いわゆる 2024 年問題に適切に対応できるよう十分な支援を展開すること。

時間外労働の上限規制と適用猶予期間の終了という 2024 年問題への対応として、国土交通省や厚生労働省と連携し、その実態の把握に努めること。また、工期の延長、単価の引き上げ、報告書類の簡素化等を発注元に働きかけるとともに、効率化と時間外労働削減の努力を後押しし施設や設備への投資を行う中小企業の後押しすること。

2. 創業や中小企業の成長の更なる促進に向け、統計データの活用を通じて、事業計画の強化を促すこと

大阪府や千葉県山武市などでは、エコノミックガーデニングとの考え方のもと、図書館等が事業者に対して市場調査や商圈分析、研究データを提供するとともに、様々な関係者が集うセミナーの開催を行い、事業者同士の交流の場ともなっている。

中小企業や新規創業者、創業希望者層にとって、新規事業の検討、市場性の把握、経営戦略や販売戦略を検討する際に統計情報を活用することはその確度と説得力を高めることから、事業成長に不可欠な経営環境の一つである。統計データの公開のみならず、統計データから有意な情報を取捨選択し、かつ事業活動に役立つためのデータ活用法や事例紹介も併せて行う必要がある。東京都では景況指標ダッシュボードを提供するなど、統計データの活用を促しているが、この取り組みを一層強化することが重要である。

強化する方向として、景況情報やクレジットカード決済情報、人流データのみならず、家計情報や経営情報についても個人等を特定しない統計情報として活用可能とすること。また経済産業省の RESAS 事業や基礎的自治体等とも連携し、中小企業者による統計データの活用を促すこと。さらに、東京都中小企業・小規模企業振興条例にある「多様な主体による連携」を促し、統計データの活用を促す横断的なコミュニティの創出をおこなうこと。

3. 職業紹介事業者による転職勧奨の民間人材紹介業への法令順守を促すこと

職業紹介事業者の競争の激化にともない、職業安定法に基づく指針で禁じられている、紹介により就職した者への転職勧奨などの行為がしばしば報告されている。中小企業の多くが人手不足の状態にある中で、入社した人材の定着と戦力化、そして待遇改善に向けて各社が行う努力に水を差すものであり、看過できない。東京都はその実態を把握するとともに、一層の人手不足を招来する悪循環を生み出さないよう、政府と連携しながら対策を講じること。

その他 要望項目について

1. 中小企業の知的財産権の戦略的な活用を後押しすること。

ほとんどの中小企業には事業の継続を可能にしてきた自社の強みや組織内（あるいは経営者個人）に蓄積された知識やノウハウ、日々の創意工夫が顧客を生み出している。しかしそのような知識が知的財産権として活用され、経営に生かされている企業は多くはない。知的財産権に関する知識と活用方法を知り、また社内ですべてを活用していく人材の育成を行うにあたり、東京都が行う知的財産人材育成スクールなどの取り組みについて広報強化するほか、弁理士会など支援者団体や中小企業団体等、ファンドや金融機関との連携を促し、知的財産権をテーマにした出前講座や知的財産権の活用事例の解説や助言、知的財産総合センターとの連携を強化すること。

2. エネルギーコストの削減支援事業について、売上減少要件・損失計上要件を緩和すること。

原油価格高騰に伴う経営基盤安定化緊急対策事業として、専門家派遣や助成金によるエネルギーコストの削減対策が打ち出され、中小企業のエネルギーコスト削減に向けた取り組みの支援が行われている。

この事業は売上減少と損失の計上が要件となっている。

東京都の景況調査などからもコロナ期の業績の落ち込みから回復の途にあることから、この要件を緩和し、エネルギーコスト削減の取り組みが必要かつ現地調査や助言が必要な事業者が活用できるものとするを要望する。

3. 中小企業金融における経営改善支援や事業再生支援を後押しすること

政府は事務年度金融行政方針の中で、事業者に対し資本性劣後ローンの活用や REVIC 活用など事業者の実態に応じた経営改善支援や事業再生支援の徹底を打ち出している。融資審査が承認または却下された結果のみが関心ごととなっており、その後の支援につながっていないケースも散見される。東京都は引き続き都内金融機関に対し中小企業の経営改善支援や事業再生支援を後押しすることを要請すること。

4. 中小企業金融における経営改善支援や事業再生支援を担う支援人材の育成を図ること

金融支援から事業支援・本業支援への転換に対応した施策が展開されているが、一方で金融機関側からは依然事業支援に後ろ向きな姿勢も見られる。金融庁の調査でも「要注意先以下」の企業に対する経営課題や評価に関するコミュニケーションは改善傾向にあるものの依然低い。また取引の満足度も低いことから、金融機関の支援が届きにくい先となっている。

金融機関と事業者を仲立ちし、金融機関からの支援によって事業性を高めることが期待できる関係である「課題共有先」を増やしていくことが重要であり、そのためには金融や財務に強く、かつ事業支援策をつなぐコーディネーターの存在は欠かせない。金融機関や支援機関等の連携を促し、一定の能力を持つコーディネーターを養成する体制を強化すること。またその過程で経営者保証の解除に向けた支援も行うこと。

5. 東京都の官民連携ファンド事業について、アクセラレータープログラム拡充を後押しすること

保証や担保、事業の健全性を基準とするデットファイナンスだけでは、リスクの高い投資や長期にわたる研究開発など、挑戦に対応する資金調達が困難である。このようなベンチャー型企業の業績拡大を後押しするには、エクイティファイナンスを活用した投資育成を促すことが重要である。また、急成長を後押しする

支援策として、アクセラレータープログラムの拡充は欠かせない。

東京都の官民連携ファンド事業においても、既存の中小企業支援事業との連携を促し、知的財産権の活用や販路開拓、人材開発等のアクセラレータープログラムの拡充を後押しすること。

6. インボイス制度導入によるバックオフィス業務の混乱を解消し、IT化を後押しすること。

2023年10月にインボイス制度が開始され、また改正電子帳簿保存法の導入も2024年1月から開始する。この制度は導入後も中小企業の現場では混乱が多いことから、制度の定着を促し、適格請求書等の発行保存が可能なシステム導入や経理処理の変更等に過大な負担が発生する。事務負担や費用負担を軽減するため、システム導入支援への助成を強めること。

7. 基礎的自治体における公共入札・調達について、行き過ぎたダンピングに対する是正を促すこと。

公共事業や指定管理、業務委託等の競争入札において、国内相場よりも非常に安価で応札・受注する事業者が散見される。その背景には、取引実績作りのためのみならず、労務費の過度な圧縮や海外業者含む再委託、さらには福祉作業所等への委託などを背景に極めて安価な入札金額を提示している。

地方自治体が行う公共調達・公共入札は、限られた財源から適切な金額で公共工事、役務提供、物品の納入など行うだけでなく、経営体質の強化につながるものとして位置づけることが重要である。またその際には、物価上昇に対応したスライド条項の適用や再委託を前提としない入札参加資格の設定、最低価格の設定が企業体力を著しく損なう水準とならないよう、ルールを整備することが重要である。公契約における行き過ぎたダンピングに対して是正を促すとともに、公契約条例等のルール整備を促すこと。

8. 中小運送業者に対する時間外労働規制への対応を後押しし、物流の総合的な効率化を一層進めること

目下の人手不足やドライバーの待遇改善、多頻度小口輸送の増加に対応するため、倉庫や物流拠点の設置や増設が相次いでいる。総合的な物流の効率化を社会全体で取り組むことはドライバーの労働条件の改善や環境配慮の観点からも重要である。このような中小企業の取り組みに対し、工場アパートや共同利用物流施設の開設や活用を後押しし、その利用を促すこと。

9. 中小企業従業員の資産形成を支援すること

老後資金の不足が懸念される一方、中小企業の多くは退職金制度を中小企業退職金共済で賄っている。しかし、掛け金の上限が月額3万円、想定利回りは制度全体を通じて1.0%と低い水準となっており、中小企業退職金共済だけでは必要な老後資金の形成が困難であり、大企業労働者との格差を広げている。

確定拠出年金やNISAの制度見直しなどを通じて資産形成を促す施策がとられている一方、中小企業においては就業規則の改定や継続教育などの事務負担が大きく、企業型確定拠出年金の導入は立ち遅れている。採用面での不利にもつながっていることから、希望する中小企業が確定拠出年金制度を導入しやすいよう、就業規則の変更等に係る費用への助成や社会保険労務士等の専門家派遣を制度化し、中小企業の従業員の資産形成を促すこと。

令和5年11月28日

東京都知事
小池 百合子 殿

一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構
理事長 三宅 正彦

令和6年度東京都予算等に対する要望書

一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構（以下 JFWO）は、日本の繊維・ファッション産業のさらなる国際競争力強化、発展を図ることを目的に、川上から川下に亘る繊維・ファッション製造業者、ファッションデザイナー、流通業者が大同連携し、経済産業省の支援も受けて2005年に設立されました。

コレクション事業として実施している「TOKYO FASHION WEEK」は、楽天グループ株式会社と冠スポンサー契約を締結し、「Rakuten Fashion Week TOKYO」として開催しています。ファッションビジネスの国際競争力強化を図るため、我が国の高品質・高感度な繊維素材も含め、ファッションのクリエイション力を世界に向けて効果的に発信しています。

また、テキスタイル事業として「Premium Textile Japan」と「JFW Japan Creation」を開催し、シーズントレンドに沿った「高品質・高付加価値」のテキスタイルを提案しています。中国、香港、韓国、台湾等のアジア圏の他、米国や欧州バイヤーより引き合い、日本素材への関心が高まりを見せています。当事業を通じて、内外に日本の優れた繊維・ファッション製品、サービスなどの情報を発信しています。

近年、世界のファッション界においては、上海、北京、ソウル、台北といった都市が台頭してきています。上記のような取組を通じて、東京をさらに「世界でオンリーワンの繊維・ファッション基地」として確立し、アジアの中心的なファッション発信拠点として、世界四大ファッション都市に次ぐプレゼンスの確保を目指しております。

あわせて、共同主催として東京都と開催している「TOKYO FASHION AWARD」、「FASHION PRIZE OF TOKYO」や、「TOKYO CREATIVE SALON」においても企画・運営協力を実施しております。加えて今年度からは、誰もが参加できる新たなファッションイベント「TOKYO FASHION CROSSING」の実行委員会にも参画しているところです。

つきましては、令和6年度東京都予算等に対して、別紙のとおり要望いたしますので、実現方ご配慮くださいますようお願いいたします。

団体名 一般社団法人 日本ファッション・ウィーク推進機構

【要望事項】

東京都と当機構が主催する「TOKYO FASHION AWARD(TFA)」事業は、「東京を拠点とするファッションデザイナーが、世界の舞台へと飛躍するサポート」を目的に掲げ、平成26年度の事業開始より10か年にわたって、のべ60の有力なデザイナーを選出してきました。受賞者からは、パリやミラノ・ロンドン・ニューヨークなどのファッション・ウィークでもショー等を実施して活躍、世界的な賞レースのグランプリなどを獲得するデザイナー・ブランドを多数輩出しています。

平成29年度からは、TFAより「1ランク上」の既に国内で十分な知名度があり売上を築いているデザイナーをターゲットにした「FASHION PRIZE OF TOKYO」も開始。これらの新人から中堅とデザイナーのニーズを幅広く網羅する両輪にて、「東京のポテンシャルがあるデザイナーに、クリエイションとビジネスの両面で飛躍する機会を与えるアワード」としての位置づけを確立してきました。

今年度も、パリ現地でのショールーム及びパリファッション・ウィークでのフィジカルショーを開催し、日本での凱旋ファッションショーも実施する予定です。長年にわたる実績により、本アワードは、「注目度が高くデザイナーのビジネスに大きく寄与する」、「世界的に活躍している先輩デザイナーに続けるよう受賞し国内外での認知を上げたい」、「ブランドが最大限成長できる機会」、「業界内外でも評価されており、ワンステップ上のブランドとしての箔を付けることができるデザイナーとしての国内最高峰の賞」などの理由で多数の応募があり、デザイナー・ブランドにとって非常に高い目標となっています。

加えて、海外からの本事業の評価としても、「TOKYO FASHION AWARD」がパリ現地にて実施しているショールームである、「showroom.tokyo」は長年の実績が評価され世界各国の著名なバイヤーが多数来場し、東京の今旬で勢いのあるデザイナーを見るのであればこのショールームと広く認知されています。「FASHION PRIZE OF TOKYO」に関しても支援終了後も本事業をきっかけとしパリファッション・ウィークにて現在も活躍するデザイナーを輩出し、海外の有名メゾンやブランドとのコラボレーションなどを実現するなど日本を代表するポテンシャルのあるブランドを輩出しているとパリだけでなく世界にも認知されています。

今後も、フィジカルショー発表、ビジネスマッチング展示会および国内を含めた活動支援により、コロナ後の飛躍を目指すデザイナーに対し、さまざまな面でサポートしていきます。

未来の東京のファッションにとって大変重要な「TOKYO FASHION AWARD」「FASHION PRIZE OF TOKYO」の事業について、令和6年度につきましても、継続していただきますよう、お願いいたします。

加えて、今月初開催となった「TOKYO FASHION CROSSING」には、多くの方に御参加いただき、特に街中で実施した本格的なランウェイショーにより、ファッションの魅力を届けることができたと考えています。街の魅力とともにファッションの楽しさを幅広く発信し、東京のプレゼンスを向上する本事業を継続していただくよう、お願いいたします。

令和5年11月28日

東京都知事
小池 百合子 殿

一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会
理事長 鈴木 恒則

令和6年度東京都予算等に対する要望書

当団体は、アパレル・ファッション産業に従事する国内136社を正会員に持つ業界団体です。コロナ禍後の需要回復に対応しなければならない一方で、依然として円安などによる様々な原材料の価格高騰や人手不足などの影響を受け、マーケットの現状につきましてはまだまだ厳しいものとなっております。

こうした中にあっても東京のアパレル・ファッション産業が今後も力強く発展していくためには、業界の未来を担う人材の育成や、東京のファッションの魅力を世界に発信することなどにより、東京のプレゼンスを高めていくことが不可欠です。

つきましては、令和6年度東京都予算等に対して、以下のとおり要望いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

1 アパレル・ファッション産業を担う人材の育成

求職者や新卒者が求める「仕事の価値観」も大きな変化を遂げ、「働き方改革」の推進が大きな課題となっています。ヒトへの投資が大きくクローズアップされる中、働く環境の整備を推進し業界の競争力強化を図るため、当団体でも、ヒューマンリソース委員会において、会員企業に対して人材採用、育成に特化した支援を行っています。

具体的には、会員企業合同での学生に向けた業界、職種説明会や、会員企業合同での企業説明会を継続して実施しております。

本年8月には「アパレル・ファッション業界仕事研究セミナー」を開催し大学生、専門学校生100名強が参加致しました。

また、12月には「合同企業説明会」を開催し、会員企業20社、学生約300名の参加を計画しています。

東京都では、毎年、新人クリエイター、学生等を対象にファッションコンクールを実施され、世界で活躍できる若きデザイナーの発掘や育成に取り組まれています。

この事業は、新進気鋭の人材を輩出することで、日本人ブランドの付加価値を高め、産業全体の活性化にもつながる重要な取組だと考えます。業界の人材の確保、育成に、一層の支援を要望いたします。

2 アパレル・ファッション産業の魅力発信

東京都は、令和元年度より、東京のファッション都市としてのプレゼンス確立を図ることを目的として、東京の街全体でファッションを盛り上げる気運を醸成し、幅広い層に東京のファッションの魅力を発信する取組を補助する「地域特性に着目したファッション産業振興事業」を実施されています。

補助対象の取組として採択された「東京クリエイティブサロン」には、当団体も参画しており、ファッションを中心に、アート、音楽、フード、カルチャーなどの複数のイベントを集結して開催しました。

昨年度は、これまでの日本橋、丸の内、銀座、渋谷、原宿に、羽田を加え6エリアに拡充して実施し、日本のクリエイティビティを積極的に発信することができました。

加えて、我々も実行委員会に参画している新たなファッションイベント「TOKYO FASHION CROSSING」は、商業施設やデベロッパーなど、様々な主体が連携することで、初開催にもかかわらず、大変な盛況となりました。

東京のファッションやアパレルの魅力を国内外に向けて発信し、産業を

活性化していくため、これらの取組を続けることで相乗効果を発揮するよう、事業を継続していただくことを要望します。

3 アパレル・ファッション関連の企業の経営支援（販路開拓や生産性向上）

新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛やテレワークの浸透などにより、衣料品等の国内市場規模がコロナ前に比べて2兆円以上減少しており、会員企業の経営も深刻な影響を受けております。

当団体でも、企業の成長性維持のための販路拡大施策、また業務の効率化、省人化による生産性向上、利益拡大に取り組んでおります。

会員間横断で「JAFIC ビジネスマッチング」という展示商談会を実施し、協会登録のクリエイターと会員企業をマッチングする事で、新規事業の取組やオリジナリティある商品企画により、新たな販路の開拓につなげるための取組を定期的に行っています。

この11月はクリエイター、アパレル企業、素材メーカー参加でマッチング商談会を原宿で開催し、複数のマッチング実現を目論んでおります。

また、DX（デジタルトランスフォーメーション）委員会においてアパレル DX ツールを活用した業務のデジタル化を事例紹介し、各企業の商品開発、仕入業務の効率化を推進しております。ロジスティクス委員会においてもRFID（ICタグ）を利用した物流業務の改善を紹介し、電子タグの導入や普及の拡大に努めています。

東京都としても、企業が行う、新たな販路の開拓や生産性の向上のための取組を後押ししていただけるよう要望いたします。

東京都知事 小池百合子殿

2023年11月28日

公益財団法人ユニジャパン

代表理事・理事長 松岡宏泰

要望書

ポストコロナ時代の東京国際映画祭の役割について

1. 日本の映画業界の現状について

本年5月、新型コロナウイルス感染症は2類から5類へ移行、日常生活も徐々に正常化し、また、海外からの来日者数も9月は2019年度対比で9割を超えるなどコロナ前の状況に近づきつつあります。そのような中、日本の映画興行においては、昨年来、主に強力なアニメーション作品がけん引する形でその興行収入を大きく伸ばしております。

今年の上半期(2023年1月-6月)を見てみると、正月公開の「THE FIRST SLAM DANK」(配給:東映)が150億を超える大ヒットとなり、4月公開の「名探偵コナン 黒鉄の魚影」(配給:東宝)、及び、「ザ・スーパーマリオブラザーズ・ムービー」(配給:東宝東和)のいずれもが100億越えの大ヒット、興行収入は1184.5億円(前年対比117.9%)となりました。

た。

また、9月末までの配給大手12社合計の興行収入は前年対比約110%、2019年対比でも86.7%となっており、年間の興行収入は2200億円以上、年間歴代ベスト5に入ると思われます。なお、全米俳優組合のストの影響により、今後の公開作品については、制作がストップし、公開延期が生じるなど、日本の映画興行にも大きく影響を与える事が予想されます。

また、配信作品の影響については、劇場公開のみ（配信なし）をうたう強力な作品も多数出てくるようになり、また、配信でしか公開しない作品を事前に切り分けるなど、お互いの住み分けを図る方向に向かっているようです。

一方、ミニシアター系の小規模作品に関しては「福田村事件」など、いくつかのヒット作品はあるものの、ベースとなっていた高齢者層が十分に戻ってきておらず、依然として厳しい状況が続き、全国のミニシアターにおいて、その存続が危ぶまれている劇場も少なくありません。

製作面に目を向けると、カンヌ国際映画祭で最優秀主演男優賞を受賞したヴィム・ヴェンダース監督の「Perfect Days」、大阪で撮影されたハリウッドのブロックバスター映画「ジョン・ウィック：コンセクエンス」、そして、HBO製作の人気配信シリーズ「T O K Y O V I C E」シーズン2など、日本での海外作品の撮影も増加しています。先般のハリウッドの脚本家組合・俳優組合のストライキもこの動きに拍車をかけており、東京のロケ地とし

ての需要はかつてないほど高まっています。

最後に、本年度4月に正式にスタートした一般社団法人日本映画制作適正化機構(映適)の活動として、適正な制作環境の認定制度に申請した作品数は10月5日時点で27作品、スタッフセンターへのプロダクション登録数は38社、スタッフ登録者数は101人となっており、ゆっくりとではあるが順調に推移しております。

2. 東京国際映画祭の役割・意義について

第36回東京国際映画祭(2023年10月23日~11月1日:10日間)は、完全にポストコロナの時期に入ったとの判断のもと、2019年以来の平常開催を目指しました。

昨年に引き続き日比谷・有楽町・丸の内・銀座地区での開催とし、ヒューリックホール東京や三越劇場などの新規会場も活用、また、上映本数・回数も拡大し、イベントや交流会の数を増やした結果、昨年以上の動員数(昨年対比120%以上)とする事が出来ました。2年目となる日比谷仲通りでのオープニングカーペットについては、昨年以上の多数の映画祭ゲストの参加を得、また、課題だった多くの一般の方の鑑賞スペースも用意する事が出来、大いににぎわいを醸成する事が出来ました。また、4年ぶりのオープニングパーティーも多くの方にご参加いただき、大盛況に終わりました。

今年は、小津安二郎の生誕120年であり、その小津を敬愛するヴィム・ヴェンダース監督を審査委員長に据え、且つ、その監督最新作である「Perfect Days」をオープニ

ング作品に迎えるなど、全体の企画が有機的につながり大いなる相乗効果をもたらしました。小津監督の特集としては、国立映画アーカイブの協力も含め、実に多数の作品を上映し、また、記念シンポジウムも実施しました。

そして、国際映画祭の重要な目的である人的交流のための海外ゲスト招聘者も大幅に増やし、結果的にはTIFFCOM参加者も含め2000名を超える方をお迎えする事ができました。(昨年は約100名) 海外ゲストと国内映画関係者(映画監督、プロデューサーなど)との交流の場も様々に組むことができ、国際映画祭の大きな役割を示すことができましたと思います。

東京国際映画祭は、ユニジャパンの定款にある「わが国の映像文化並びに映像産業の振興を通じて(文化的で豊かな国民生活の実現を目指すとともに)、海外に対してわが国の良好なイメージを発信し、国際友好と文化及び産業交流の増進を図ることにより、広く公益に寄与すること」に合致している事業です。今後も海外からの招聘に一層の力を入れ、同時に、オンラインの有効活用を組み合わせ、従来以上の活発な交流を取り戻すようにしていきたいと考えます。

東京国際映画祭は、その38年の歴史(第1回は1985年開催)や国際的な知名度において、間違いなく東京の魅力を引き続き強く発信できる、国際的な文化イベントであると確信しております。

3. 東京国際映画祭が2024年度に向けて目指す方向、及び、東京都への要望

① 主要部門（コンペティション部門）の継続的な実施強化

一昨年より、市山尚三氏のプログラミングディレクター体制に移行し、全部門の統一的な作品選定体制が整えられております。コンペティション部門、及び、アジアの未来部門の国際審査委員をリアルに招聘し、この2つのコンペティティブ部門を核に、ガラ・セレクション部門、ワールドフォーカス部門、NIPPON CINEMA NOW 部門、アニメーション部門、ユース部門、TIFF シリーズ部門、日本映画クラシックス部門等を実施致します。

2021年より選定基準も変更し、より優れた作品が集まるような仕組みを目指しております。次年度（2024年）も基本的に今年の実施体制を継承し、国際映画製作者連盟

（FIAPF）の認定する長編コンペティション部門を擁する15の映画祭※の一つとして、従来のコンペティション部門を実施致します。なお、2020年度のような部門建ての見直し（TOKYO プレミア 2020）を行わざるを得ない状況が生じた際にも、柔軟に対応していくように致します。

※他の主な映画祭として、カンヌ、ベルリン、ベネチア、サン・セバスチャン、モスクワ、上海等が認定されております。

【具体的な要望】

コンペティション部門実施への引き続きのご支援をお願い致します。

② 映画祭上映会場のグレードアップ（収容能力の高いメイン会場の確保、開催地域の拡大）

東京国際映画祭がカンヌ映画祭やベネチア映画祭など、世界に名立たる映画祭との差別化を行う上で、日本の伝統が感じられる地域、会場として、引き続き日比谷・有楽町・丸の内・銀座地区を活用します。この地域は、映画・演劇の伝統が根付いた地域であり、複数の映画館、大型イベントが実施できるホールや高級ホテルも多数あり、街そのものの魅力も大いにある、日本・東京の中心地です。

各会場も近距離に配置され、徒歩にて移動もでき、参加される方々にとっても大変アクセスがしやすくなっております。次年度（2024年）は、更なる上映会場、イベント会場の拡大を図り、映画人が集い、親睦を暖めあう場としても申し分のない場所とします。また、そこでしか体験できない要素も組み込み、再び参加したくなる、人に薦めたくなる映画祭を目指します。また、東京をより多面的に活用することで、様々な街の魅力を伝え、より多くの方の参加が見込めるようにします。

【具体的な要望】

メイン会場、及び、周辺の数多くの上映会場の維持・拡大に対する引き続きのご支援をお願い致します。

③ 海外の映画人・プレス・インフルエンサーとの交流強化

映画祭の重要な柱は、優れた作品の上映と並んで、内外映画人同士の交流を深めることです。それにより、東京国際映画祭と日本映画の国際社会での認知度が高まり、日本と諸外国との映画を通じた交流・協力関係の強化につながると期待されます。また、そのことは、結果として、日本、特に東京の存在を更に一層世界に知らしめることになり、観光客の誘致にもつながっていくものと思われまます。

【具体的な要望】

有力な映画関係者（含むメディア）の招聘・交流強化に対する引き続きのご支援をお願い致します。

④ 映画祭におけるオンライン活用強化

オンラインによる生配信やアーカイブ配信の重要性はポストコロナとなっても変わりません。フィジカルな上映・イベントの実施をベースとしつつも、オンライン取り組みについては、収容人数に制限のある場の配信など効果的な形で行い、国内

外を問わず、今まで、参加できなかった地域の方々の参加を促すような仕組みづくりを行い、リアルな参加者増につながるように致します。また、外部映画業界関係者のオンライン登録についても、今年、本格導入した結果、200名近い登録を得ることができ、リアル参加者の促進につながっております。

【具体的な要望】

オンライン視聴者増を目的とした映画祭の様々なイベントの効果的な配信（生配信含む）の実施、及び、映画祭参加者増を目的としたウェブ上での登録システムの構築に対する継続的なご支援をお願い致します。

⑤ 文化的記念イベントとしての野外上映の実施

映画祭が日比谷地区中心に行われるようになり、東京ミッドタウン日比谷 日比谷ステーション広場で行われる野外上映は完全に定着しました。野外上映の実施は、映画祭のイベントそのものの見え方の広がりにつながり、多様な映画の楽しみ方を提供でき、また、祝祭感のあるイベントにする上でも重要であり、今後も継続していく所存です。

【具体的な要望】

野外上映実施への継続的なご支援をお願い致します。

⑥ 映画産業の青少年育成事業の実施 強化

映画における人材育成の観点で行っているユース部門ですが、TIFF ティーンズ映画教

室、及び、対象者を小中高に特定した上映部門の実施は、映画制作、及び、映画鑑賞を行う若年層の育成の意味で重要です。また、2023年度より、新たに国際的な視野に立った若者の育成を目的とした取り組みを行いました。具体的には、CCAJ (フランスの代表的な児童映画ワークショップ)、BIKY (釜山児童映画祭) の2団体の代表者らを招聘し、TIFF ティーンズ映画教室の参加者たちと交流するシンポジウムです。実施の際は、活発な意見交換が行われ、大変有益な場となりました。

【具体的な要望】

2023年度からの新たな取り組みも含め、ユース部門の継続的な実施に対するご支援をお願い致します。

⑦ TIFF Women's Empowerment 部門 (仮称) の新設

世界中から優れた映画を選び出し、紹介するのが東京国際映画祭の主たる使命ですが、各部門での上映作品の紹介とは別に、今、世界的な規模で推進されているSDGsへの取り組みの中でも特に日本ではその対応が遅れていると指摘されるジェンダー平等実現、女性の活躍推進をテーマにした作品を上映する部門 (Women's Empowerment 部門(仮称)) の新設を提案します。東京国際映画祭の中に本部門を創設する事で、国内外に対し、ジェンダー平等や女性の活躍に対する理解を深める機会を改めて提示できる事が出来るのではないかと考えおります。

SDGs の 17 のゴールの一つである「ジェンダー平等の実現」は、男女平等を実現し、すべての女性の能力を伸ばし、可能性を広げる事を目的としている。東京都が推進している女性活躍促進の取組みとも足並みをそろえ、このテーマについて理解のある専任の担当者（プログラマー）を据えて、作品選定を行います。また、このテーマに即したシンポジウムの実施も想定しております。

【具体的な要望】

この新しい部門の創設に対するご支援をお願い致します。

以上